

令和4年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年9月15日

招集年月日	令和4年9月2日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年9月2日午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会	令和4年9月15日午前10時25分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	△	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	10 番	津 田 宏		11 番	佐々木美知夫	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木裕子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	—	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	—		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和4年9月15日

認定第1号	令和3年度歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和3年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
発委第2号	黒い雨胎内被爆者の被爆者健康手帳申請に関する審査再開を求める意見書の提出について
請願第1号	新型コロナウイルス感染症の公的責任を強める請願について
請願第2号	労働・公務災害補償認定への努力義務の周知と認定充実を求める請願について
請願第3号	消費税のインボイス導入の実施中止を求める請願について
請願第4号	安倍元首相の国葬の停止を求める請願について
陳情第8号	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情について
陳情第9号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
発委第3号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

令和4年第5回定例会
(令和4年9月15日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1、議案第62号

○中本正廣議長

日程第1、認定第1号、令和3年度歳入歳出決算の認定について及び日程第2、認定第2号、令和3年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についての2件を一括議題といたします。審査を付託した決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。はい、津田委員長。

○津田宏決算審査特別委員会委員長

はい、皆さんおはようございます。特別委員会審査報告を行います。令和4年第5回安芸太田町議会定例会において、当委員会に付託された、認定第1号、令和3年度安芸太田町歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和3年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についての2件の審査結果を、会議規則、第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

審査委員会は、議長、監査委員を除く10名で構成され、9月8日から9月10日までの5日間にわたり、慎重に審査いたしました。審議に当たって、監査委員の意見に基づき、効率性、効果的、適正性を主眼に置き、基礎資料及び関係諸帳簿、証拠書類を照合、審査、精査するとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。執行部の出席は、町長はじめ、教育長、病院事業管理者、該当担当課長等の説明員の出席を求め、それぞれの議案の概要説明を受け、質疑終了後、細部審査を行った。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症、第5波、第6波により、主要なイベントはほとんど中止。訪日外国人客は、インバウンド等は、入り込み観光客は減少し、地域経済へ影響を及ぼした。一方、県内では、感染者が少ない本町においては、アウトドア志向の高まりにより、キャンプ施設、スキー場への入場者は、人工降雪機の導入により営業日数は伸び、事業収入において成果があり、町内への経済効果も大であった。

橋本町長による初めての予算編成の中で、決算は、財政調整基金に頼らず、単年度収支黒字決算、病院事業会計、特別会計においても黒字決算であった。財政力指数は0.2%と、県内最低であり、経常収支比率は86.3%と前年に比べ6.7ポイント改善され、また、財政調整基金の補填を行わない決算収支の結果、基金残高は約32億円と増加して、持続可能な安芸太田町のまちづくりに、人口維持を図るべく、移住定住対策の取組が進められたものの、コロナ禍で、結果的には厳しい状態であった。住民主体のまちづくりを進めるべく、地域懇談会、はしもトーク開催による直接対話の取組により、聞くだけから、建設的意見参加型形態に変化が見え始め、協働のまちづくりが芽生えつつある。加計高校黎明館の建設による生徒数確保対策により、令和2年度入学者29名から、令和3年度は39名の入学になっており、町内から5名、町外から2名、計、7名が、国立大学に、また9名が私立大学に合格、大きな成果があらわれてきておるが、今後、町内からの入学率の向上にも取り組む必要がある。本町の所有する山林に計画されている風力発電計画については、自然を生かしたまちづくり推進にそぐわないものとし、土地

の貸付けはしないと、町長が政治的決断がされ、自然を生かしたまちづくり、そして、地域経済対策については、なお一層の取組が望まれる。以下、審査をした内容及び概要を報告いたします。

まず最初に、認定第 1 号、令和 3 年度安芸太田町歳入歳出決算及び認定第 2 号、令和 3 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について、いずれも全員の賛成で認定と決定したことを報告いたします。審査の概要は以下のとおりでございますので、一読していただきたいと思っております。以上、報告を終わります。

○中本正廣議長

以上で、津田決算委員長の報告を終わります。既に決算審査特別委員会で質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。採決は、認定第 1 号及び認定第 2 号を別々に行います。初めに、認定第 1 号、令和 3 年度歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第 1 号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって認定第 1 号、令和 3 年度歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に認定第 2 号、令和 3 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてを起立より採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、認定第 2 号、令和 3 年度安芸太田町病院事業決算会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第 3、発委第 2 号

○中本正廣議長

日程第 3、発委第 2 号、黒い雨胎内被爆者の被爆者健康手帳申請に関する審査再開を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。末田委員長。

○末田健治総務常任委員長

はい。発委第 2 号、黒い雨胎内被爆者の被爆者健康手帳申請に関する審査再開を求める意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和 4 年 9 月 15 日、提出者、総務常任委員会委員長末田健治。安芸太田町議会議長、中本正廣様。提案理由、黒い雨胎内被爆者の被爆者健康手帳交付申請の審査が中断していることは、申請者を不安にさせている。このような思いを払拭するため、胎内被爆者の審査方法を明確にし、審査を再開することを強く求め、意見書を提出するものである。なお町におかれても、国や県に対して積極的な働きかけをされ、取り組まれることを申し上げる。提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。裏面のほうに、審査再開を求める意見書案を、示しておりますので、御一読ください。読み上げは省略をいたします。

はい。以上です。

○中本正廣議長

はい、以上で、総務常任委員会末田健治委員長の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これから討論を行います討論ありませんか。

(なしの声あり)

はい。討論なしと認めます。

これから、発委第 2 号、黒い雨胎内被爆者の被爆者健康手帳申請に関する審査再開を求める意見書の提出についてを起立により採決します。発委第 2 号は意見書を提出することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって発議第 2 号黒い雨胎内被爆者の被爆者健康手帳申請に関する審査再開を求める意見書の提出については、意見書を提出することに決定しました。

日程第 4、請願第 1 号

日程第 5、請願第 2 号

日程第 6、請願第 3 号

日程第 7、請願第 4 号

○中本正廣議長

日程第 4、請願第 1 号、新型コロナウイルス感染症の公的責任を強める請願についてから日程第 7、請願第 4 号、安倍元首相の国葬の停止を求める請願についてまでの 4 件を一括議題といたします。審査を付託した、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。はい。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

審査報告書、安芸太田町議会議長中本正廣様、総務常任委員会委員長末田健治。本委員会に付託された請願を審議した結果、次のとおり決定した。会議規則第 94 条の規定により報告します。

件名、請願第 1 号、新型コロナウイルス感染症の公的責任を強める請願書、提出者、社会民主党高山支部協議会代表久保慶子。請願の趣旨、「感染全数把握」の簡便化の必要性を理由に、安易な見直しや中止ではいけない。感染症の危険性を十分に留意し、公衆衛生・医療、統計の確立と対策に向け、抜本的に、公的責任を強め、財政資力を駆使し、「自宅療養」の原則化をやめることほか 1 項目について。以上、請願採択との関係機関への意見書を提出するという趣旨のものであります。審査結果、趣旨を理解できるが地方議会で取り上げるべきものではないと判断する。よって、不採択とします。

続いて、請願 2 号、労働・公務災害補償認定への努力義務の周知と認定、充実を求める請願。提出者、社会民主党高山支部協議会代表久保慶子。請願の趣旨、感染症に伴う労働災害補償、公務災害補償を速やかに行うため、認定申請における事業者及び任命権者の努力義務、協力義務の周知徹底を図り、認定補償に充実を求める。以上、請願採択と関係機関への意見書を提出。を求めるというものであります。審査結果、趣旨を理解できるが地方議会で取り上げるべきものではないと判断する。よって、不採択とする。

続いて請願第 3 号、消費税のインボイス導入の実施中止を求める請願書。提出者は同様であります。

請願の趣旨、新型コロナウイルス感染症の拡大と、物価高騰のこの時期に、多大な負担増となるインボイスの実施中止を求める。という、意見書の提出を求める請願であります。審査結果、趣旨は理解できるが地方議会で取り上げるべきものではないと判断する。よって、不採択とする。

請願 4 号、安倍元首相の国葬の停止を求める請願書。提出者は同様であります。請願の趣旨、法的要件もなく、財政民主主義も破壊し、多大な公費支出となる国葬、憲法規定にも抵触し、さらにはコロナ感染期でもある事態での国葬の停止を求めること。というものであります。審査結果、趣旨は理解できるが地方議会で、とりわけ述べ切るものではないと判断する。よって、不採択とするものであります。以上。審査報告といたします。

○中本正廣議長

以上で末田委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これから採決を行います。採決は請願第 1 号から請願第 4 号までについてを別々に行います。はじめに、請願第 1 号、新型コロナウイルス感染症の公的責任を強める請願についてを起立により採決します。委員長の報告は請願第 1 号を不採択とするものです。請願第 1 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、請願第 1 号、新型コロナウイルス感染症の公的責任を求める請願については、原案のとおり可決しました。

次に請願第 2 号、労働・公務災害補償認定への努力義務の周知と、認定充実を求める請願についてを起立より採決します。委員長の報告は請願第 2 号を不採択とするものです。請願第 2 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、請願第 2 号、労働・公務災害補償認定への努力義務の周知等認定充実を求める請願については、原案のとおり可決しました。

次に、請願第 3 号、消費者のインボイス導入の実施中止を求める請願についてを起立により採決します。委員長の報告は、請願第 3 号を不採択とするものです。請願第 3 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、請願第 3 号、消費者のインボイス導入の実施を中止を求める請願については原案のとおり可決しました。

次に、請願第 4 号、安倍元首相の国葬の停止を求める請願についてを起立より採決します。委員長の報告は、請願第 4 号を不採択とするものです。請願第 4 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、請願第 4 号、安倍元首相の国葬の停止を求める請願については、原案のとおり可決しました。

日程第 8、陳情第 8 号

○中本正廣議長

日程第 8、陳情第 8 号、中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情についてを議題といたします。審査を付託した、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果次のとおり決定したので、会議規則第 95 条の規定により報告します。件名、陳情 8 号、中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情。提出者、井田敏美、陳情の趣旨、中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。審査結果、この陳情内容については陳情者個人が中国の政府に対して抱いた批判であるようなこともあり、本件のようなことを議会で取り上げるべきものではないと判断する。よって、不採択とす。以上です。

○中本正廣議長

以上で、末田委員長の報告を終わります。これから、常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これから採決を行います。陳情第 8 号を起立により採決します。委員長の報告は陳情第 8 号を不採択とするものです。陳情第 8 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第 8 号、中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情については、原案のとおり可決しました。

日程第 9、陳情第 9 号

日程第 10、発委第 3 号

○中本正廣議長

日程第 9、陳情第 9 号、地方財政の充実強化を求める意見書採択について及び日程第 10、発委第 3 号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出についての意見を一括議題といたします。審査を付託した、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情審査結果を次のとおり決定したので、会議規則第 95 条の規定により報告します。件名、陳情第 9 号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出について。提出者、安芸太田町職員労働組合執行委員長、栩野賢二、陳情の趣旨、社会保障の維持確保、防災、減災または脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財

政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ることほか 9 項目。審査結果でございます。地方財政の充実強化の重要性に鑑み、採択とする。

続いて、意見書の提出でございます。安芸太田町議会会議規則第 14 条 2 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和 4 年、9 月 15 日、提出者 総務常任委員会委員長 末田健治。安芸太田町議会議長中本正廣様。提案理由は、先ほどのとおりであります。提出先については、衆議院議長、参議院議長ほか、内閣総理大臣、各大臣でございます。意見書案については、別紙のとおりでございます。朗読は省略をいたします。以上です。

○中本正廣議長

以上で末田委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、陳情第 9 号、地方財政の充実強化を求める意見書採択について及び発議第 3 号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出についての 2 件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第 9 号を採決し、発委第 3 号により、意見書を提出しようとするものです。陳情第 9 号及び発委 3 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって陳情第 9 号 地方財政の充実強化を求める意見書採択について及び発委第 3 号、地方財政の充実強化を求める意見書の提出についての 2 件は、委員長の報告のとおり、陳情を採択して意見書を提出することに決定しました。

日程第 11、閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第 11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長のからの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。お諮りします。本定例会に付された事件は、全て終了しました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで、閉会に当たって、町長からの発言の申出がありますのでこれを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。発言の機会をいただきましたので、令和 4 年第 5 回定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎

重なる御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、令和 4 年度補正予算並びに関係議案を可決いただきましたことについても、深く感謝申し上げます。賜りました御意見につきましては、予算執行並びに業務遂行に当たって特に念頭に置いて対応させていただきます。

さて、本定例会は、コロナ感染第 7 波のまっただ中での開催となりました。最終日を迎え、ようやく県内の感染者も感染者数もピークを超えたかに見えますけれども、これだけ感染の波を経験いたしますと、これからは、コロナウイルスはなくなることを前提に、いかに活動を続けていくか、その工夫が求められていると感じております。本町も様々な工夫を講じながら、本町主催イベントも極力実施する方向で取組を進めるつもりであり、町民の皆様にも御理解と御協力をお願いしたいと考えているところでございます。また、私も 2 回目の決算特別委員会を経験させていただきました。4 年の任期もいよいよ折り返しを迎えました。その振り返りについては、一般質問でもお答えをしましとおおり、住宅確保にしろ、雇用の確保にしろ、まずは、人口減少に歯止めをかけるための、目の前の課題をどうするかという取組が、中心でございました。それは、本町が既に様々な魅力を備えていればこそ、足らざる部分を補えばよいというアプローチでございましたけれども、今後は、少しずつ、本町ならではの魅力を見詰め直し、その魅力を高めていく取組に踏み込む必要があると感じております。それは、風力発電への対応や、水道事業の広域化の議論において、既にその兆しはありましたけれども、これからはいよいよ、水を中心としたまちづくりの議論や、教育大綱の改定などの議論を通じて、そのイメージを町民と共有し、深めていく必要性を感じております。議員各位におかれましては、そうした議論を各所で意見いただきながら、引き続き町政にお力添えを賜りますようお願いをし、また、健康にも御留意いただきますよう重ねてお願いをし、今次定例会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で橋本町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和 4 年第 5 回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前 10 時 25 分 閉会
